

2026 年 10 月 16 日 全 4 頁

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」 における金融経済教育に関する記述

金融経済教育関連に限ると、大幅な拡充は行われない方向性が

金融調査部 研究員 瀬戸 佑基

[要約]

- 2026 年 10 月 5 日、文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会が「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下、「審議まとめ」）を公表した。文部科学省が示すスケジュールのイメージでは、小学校については 2030 年度から、中学校については 2031 年度から全面実施されるほか、高等学校については 2032 年度入学生から年次進行で実施される想定となっている。
- 審議まとめで示された方向性は、金融経済教育に限ると、内容の大幅な拡充がなされるわけではなく、児童生徒を取り巻く情勢などに応じた調整や内容の再編が中心となっているといえる。
- 学校教育における金融経済教育は、今後もしばらくはほぼ現行の延長線上の取組が続くと考えられるため、民間金融機関等による取組を縮小し学校教育に代替してよいような状況となるわけではない。民間金融機関等においては、この点を考慮した教材・資料の提供や出張授業への出講等を続けていくことが引き続き重要になる。

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」が公表

2026 年 10 月 5 日、文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会が「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下、「審議まとめ」¹⁾）を公表した。

文部科学省が示すスケジュールのイメージ²⁾では、今後、2026 年度中に中央教育審議会による答申が行われるとされている。文部科学省による学習指導要領の告示等を経て、周知・移行期間ののち、最終的には、小学校については 2030 年度から、中学校については 2031 年度から全面実施されるほか、高等学校については 2032 年度入学生から年次進行で実施される想定となっている。

全体としては、『主体的・対話的で深い学び』の実装³⁾や「多様性の包摂」（p.6）などの方向性を踏まえて、授業時数に関する柔軟化などの大きな改訂の方策が示されている。では、民間金融機関などによる金融経済教育に関する取組が活発化する中、今後の学校教育における金融経済教育はどのように変化するのか。今回公表された審議まとめのうち、金融経済教育に関して言及があった部分を簡単に整理したい。

金融経済教育に限ると、大幅な拡充は行われない方向性が

結論としては、金融経済教育に関する記述に限ると、内容の大幅な拡充がなされるわけではないようだ。金融経済教育に関連する各教科における変化の例を大まかにまとめたものが**図表 1** だ。なお、本稿の以下の記述は金融経済教育に関する部分に限ったものであり、それ以外の部分では大幅な改訂の方向性が示されている。

図表 1 審議まとめにおける教科別の金融経済教育への言及の例

教科	内容
家庭	充実させる内容として、 「デジタル化時代における消費者教育や金融経済教育のあり方」などが挙げられる 一部内容について、整理・統合される方向性が示される
社会、 地理歴史、公民	充実させる内容の一つとして、 「金融経済の仕組みや機能に関する理解の視点」が挙げられる 一部内容について、整理・統合される方向性が示される
算数、数学	高等学校数学Ⅰ「社会を読み解く数学」の内容のイメージ（たたき台）として、 単利と複利についての事例が挙げられる

（出所）文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（2026 年 10 月 5 日）をもとに大和総研作成

¹⁾ 文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「[次期学習指導要領等に向けた審議まとめ](#)」（2026 年 10 月 5 日）。なお資料は計 4 ファイル存在するが、ページ番号は 4 ファイルで連番となっている。以下、本文中のページ番号は連番で示す。

²⁾ 文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会（第 136 回）「[【参考資料 7】学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）](#)」（2026 年 10 月 5 日）

家庭

『社会変化への対応や生活文化の継承の観点』から必要な内容のうち、「学習を充実する」(脚注 1 資料 (以下引用部分同じ)、p. 225) として挙げられた 5 つの項目の中に、「デジタル化時代における消費者教育や金融経済教育のあり方」が挙げられた。具体的内容の詳細は、学習指導要領やその「解説」等での記述を待つことになる。

また、少子高齢化や電子マネーの普及などの社会の変化に伴う家庭生活の変化に対応するための一事例として「消費者教育や金融経済教育におけるライフステージに応じた指標については、学習指導要領との整合性を持続的に図っていく必要がある」(p. 223) 点が示されている。

「学習内容をまとめて行うことで効率的かつ効果的に学習が可能となる事項」については内容の精選が行われるとされており、その事例として、中学校における「金銭の管理と購入」と「消費者の権利と責任」を整理・統合すること (p. 226) などが挙げられている。

また、「社会保障や奨学金などの社会制度の活用のあり方に関する学習について高等学校で扱う」とされたほか、「消費者教育や金融経済教育については、学校段階をまたいで一部重複する事項について、児童生徒の発達段階に応じて内容を整理する。一方で、デジタル化など社会変化に伴い、消費行動にも変化が生じている実態を踏まえ、キャッシュレス化への対応やリスク管理を踏まえた家計管理の充実など自立した消費者の育成を目指した学習について、発達段階を踏まえて扱う。」(p. 230) ともされた。

全体として、デジタル化に関連した分野などについては内容の充実が図られる可能性があるものの、再編・整理される部分もあり、必ずしも大きな拡充が行われるわけではないようだ。

社会、地理歴史、公民

「内容の充実」が図られる点の一つである「社会構造や国内情勢の変化に関する視点」の 11 項目の中に「金融経済の仕組みや機能に関する理解の視点」が挙げられている (p. 155)。

他方、高等学校公民科のうち「公共」においては、取り上げられる 13 の事柄や課題について、10 の事柄や課題に精選するとしている (p. 151)。その中で、現行の「⑪市場経済の機能と限界」と「⑫金融の働き」については、「⑨市場経済の機能と限界、経済活動を支える金融の働き」として統合される (p. 570) 方向性が示されるなど、細かい修正がなされる可能性がある。

数学

高等学校の必修科目である数学Ⅰにおいて、「社会を読み解く数学」という新たな学習内容を加える方向性が示された。『場合の数と確率』、『統計的な推測』、『行列』、『数列』について (中略) 実社会における数学的場面をもとにこれら 4 つの基礎的素養を学ぶ」(p. 171) とさ

れている。また「こうした学習に当たっては、関連分野の企業・専門家との連携や、適切な映像教材の活用も有効と考えられる。」(p. 171) ともされている。

この項目内で、「内容のイメージ (たたき台)」として、「数列と漸化式 (等比数列等)」の項にて、単利と複利の事例 (「100 万円を年利 5% の単利と複利で 20 年間運用した場合、それぞれいくらになるのか。」) が紹介されている (p. 620)。「具体的内容については別途専門的に検討」
ともされており、あくまでもたたき台ではあるものの、学習の題材として金融分野が取り上げられる可能性もある。

その他

産業教育のうち、「商業」においては、「内容の充実」が図られる項目として、「企業の資金調達・運用に関する財務管理やコーポレートファイナンス、経営課題の分析・改善を支援するコンサルティングに関する学習」(p. 294) が挙げられている。

また審議まとめでは、小学校・中学校において、一定の条件下で「各教科等の標準授業時数を下回って教育課程を編成することを可能とする」(p. 30) 制度である「調整授業時数制度」の導入について言及している。これによって捻出された時間については、別の教科等の授業時数に上乗せすることなどのほか、「裁量的な時間」として取り扱うこともできる。この時間を学習枠として取り扱う場合の類型の一つである「学習の素地を高める取組」の例として、「企業・団体等とも連携して児童生徒の視野を広げ学習意欲を高める取組」(p. 32) が示されるなど、企業等との連携を念頭に置いた記述もいくつかなされている。調整授業時数制度は、「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程」(p. 29) に関連した柔軟化であり、必ずしもこういった活用がなされるとは限らないものの、企業と学校との連携の一つの可能性として考慮する意義はあるだろう。

改訂動向を踏まえ、民間による支援を継続する必要あり

審議まとめでは、全般的には大きな改訂の方向性が示されたものの、金融経済教育に限ると、いずれも大幅な拡充につながる内容ではない可能性が高く、児童生徒を取り巻く情勢などに応じた調整や、内容の再編が中心となっているといえる。

学校教育における金融経済教育は、今後もしばらくはほぼ現行の延長線上の取組が続くと考えられるため、民間金融機関等による取組を縮小し学校教育に代替してよいような状況になるわけではない。民間金融機関等においては、この点を考慮した教材・資料の提供や出張授業への出講等を続けていくことが引き続き重要になろう。